

引受方式(加入できる方式)

畑作物共済では、次のような引受方式を設け、農業者が選択できるようにしています。
引受方式ごとに補償内容が異なるため、どの方式を選択したかによって共済掛金や共済金は変わってきます。

引受方式	対象農作物	内 容
半相殺農家 単位引受方式	大豆、小豆、 いんげん、茶	農業者ごとに被害があった耕地の減収量の合計が、その農業者の <u>基準収穫量</u> (※1)の3割(大豆は2割)を超えた場合に共済金が支払われます。
全相殺農家 単位引受方式	ばれいしょ、大豆、てん 菜、さとうきび、そば、ス イートコーン、たまねぎ、 かぼちゃ、ホップ、蚕繭	農業者ごとの減収量が、その農業者の <u>基準収穫(繭)量</u> (※1)の2割(ばれいしょ、 大豆及びてん菜は1割)を超えた場合に、共済金が支払われます。
一筆単位引 受方式	大豆	耕地ごとの減収量が、その耕地の <u>基準収穫量</u> (※1)の3割を超えた場合に、共済 金が支払われます。
災害収入共 済方式	茶	農業者ごとに農作物の減収がある場合、その農業者の生産金額の減少額が <u>基 準生産金額</u> (※2)の2割を超えた場合に共済金が支払われます。

※1 基準収穫(繭)量とは、いわゆる平年収穫(繭)量のこと、半相殺農家単位引受方式、全相殺農家単位引受方式及び一筆方式については耕地ごとに、災害収入共済方式及び蚕繭については農業者等ごとに農業共済組合等が設定します。

※2 基準生産金額とは、いわゆる平年的な生産金額(収入)のこと、農業共済組合等が農業者ごとに設定します。

共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が生じたときに、農業共済組合等が支払う共済金の最高限度額です。

引受方式ごとに、次のように算出されます。

半相殺農家 単位引受方式	単位当たり共済金額 × 農業者の基準収穫量の合計量 × 7割(大豆は8割)
全相殺農家 単位方式	単位当たり共済金額 × 農業者の基準収穫(繭)量の合計量 × 8割 (ばれいしょ、大豆及びてん菜は9割)
一筆単位引 受方式	単位当たり共済金額 × 耕地ごとの基準収穫量 × 7割
災害収入共 済方式	基準生産金額に最低割合(3~6割の範囲内で組合等が定める)を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農業者が申し出た金額

※ 単位当たり共済金額とは、茶、蚕繭、ホップは1kg当たり、大豆、小豆、いんげん、そばは10kg当たり、ばれいしょ、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃは1000kg当たりの補償単価のことです。

共済掛金(国からの助成があります。)

共済掛金は、共済金を支払うための財源となり、あらかじめ農業者から納めていただくものです。
共済掛金のうち約2分の1を国から助成しており、農業者にはその残りを負担していただきます。

共済金

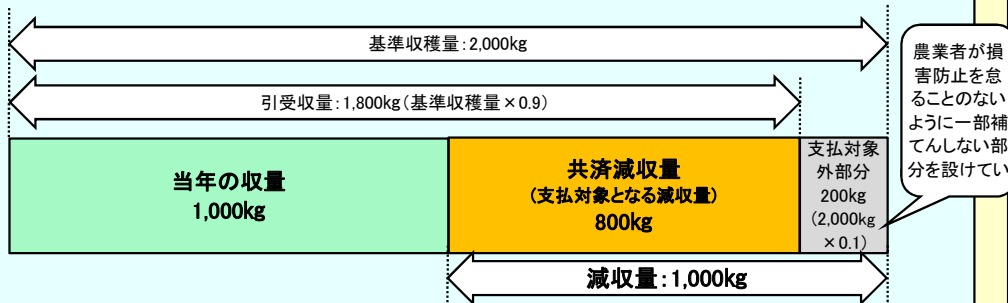
共済金は、共済責任期間内に発生した共済事故によって、農業者が損害を受けたときに、その損害の程度に応じて支払われます。

大豆(全相殺方式の場合)

自然災害によって減収し、農業者ごとに基準収穫量の1割を超える被害が発生した場合に、支払対象外部分を控除した減収分について共済金が支払われます。

【共済金の支払例】

大豆について、全相殺方式、補償割合9割、単位当たり共済金額140円で加入し、基準収穫量が2,000kg、当年の収量が1,000kgの場合



この例では、引受収量から当年の収量を差し引いた**800kg** (1,800kg - 1,000kg) が共済減収量となり、農業者が単位当たり共済金額**140円/kg**を選択していた場合に支払われる共済金の額は**112,000円** (800kg × 140円/kg) となります。

加入するメリット

平成16年の相次ぐ台風、長雨等の天候不順により、特に大豆について各地で大きな被害が発生し、67億円の共済金を支払い、農業経営の安定に寄与することができました。